

令和8年度 埼玉県教科用図書選定審議会会議録

【日 時】 令和8年5月12日（火） 14:00～16:00

【開催方法】 オンライン開催

【出席者】 委員 石渡 知樹 委員 加藤 澄枝 委員 田中 和浩 委員  
田辺 愛 委員 福原 生子 委員 増山 温子 委員  
矢板 仙子 委員 岩田 泉 委員 嶋本 佳則 委員  
菅谷 朋世 委員 武藤 彰男 委員 望月 千波 委員  
安河内由香 委員 浅海 純一 委員 浅尾 浩人 委員  
大橋 智 委員 近藤 真子 委員 田邊 裕子 委員  
飛田 明彦 委員 吉島 久乃 委員

事務局 市町村支援部

義務教育指導課長 山川 喜葉  
義務教育指導課主幹 高橋 洋興  
義務教育指導課指導主事 岩田 信之  
義務教育指導課指導主事 内田 純一

県立学校部

特別支援教育課長 我妻 卓哉  
特別支援教育課指導主事 成塚 睦

1 開 会

2 委員の委嘱・任命

3 岡島市町村支援部長挨拶

4 委員等紹介・事務局担当者自己紹介

5 事務局から選定審議会の役割等についての説明（関係法令・採択の仕組み等）

6 役員選出

会長に岩田泉委員、副会長に武藤彰男委員を選出する。

7 諮 問

- 1 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について
- 2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方について

以下、「埼玉県教科用図書選定審議会の組織及び運営に関する規則」第4条第3項の規定により、岩田泉会長が議事を進行する。

8 議 事

会 長 まず、会議録の署名委員を、1号委員の石渡委員、2号委員の菅谷委員に

願います。

(両委員承諾)

会 長 はじめに、審議会の進め方及び諮問事項、審議内容について事務局から説明願いたい。

事務局 本年度の選定審議会は、本日の1回のみ開催となる。

まず、諮問事項1は、今年度の「県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方」についてである。

本日審議いただきたい内容は、1点目として、市町村教育委員会が行う教科用図書の採択に対して、県教育委員会が行う指導、助言又は援助を行うに当たっての「1 全般的事項」「2 留意事項」についてである。

本年度は、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書の採択が行われる。県が市町村に対して行う指導、助言又は援助の基本的考え方について御審議をお願いしたい。

次に、諮問事項2は、今年度の「県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方」についてである。

本日審議いただきたい内容の2点目として、本年度は、県立特別支援学校小学部、中学部で使用する一般図書の採択が行われる。そこで、採択に当たっての「1 基本的な態度」「2 調査研究の観点」「3 留意事項」について御審議をお願いしたい。

そして、本日の最後に答申をいただきたいと考えている。

会 長 審議会の進め方及び諮問事項、審議内容について説明があったが、何か質問はあるか。

(特になし)

会 長 それでは議事に入る。

まず、「審議内容」の「諮問事項1 県教育委員会が市町村の教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について」事務局から説明願いたい。

事務局 この基本的な考え方の案は、当審議会として、県教育委員会に答申するにあたって事務局として作成した案である。内容としては、大きく二つに分かれている。

諮問事項1について、説明する。まず、「1 全般的事項」についてである。

ここでは、市町村教育委員会等で公正かつ適正な採択が行われるよう採択基準の通知を作成する際、全般的に留意すべきことを記している。(1)では、十分な調査研究を行い、自らの見識や判断を基に慎重かつ十分な協議を重ね、

採択権者が主体的に採択することが重要であること、(2)では、児童生徒にとって教育上の効果や地域、学校、児童生徒の実態を考慮することが重要であること、(3)では、県の指導、助言、援助が市町村教育委員会等の主体性を損なわないように留意することが重要であること、(4)では、採択の公平性、透明性を高めるようにすることが重要であることを示している。「ガイドライン」には、「質の高い教科書づくり」の実現を目指すためには、教科書採択の公正性・透明性を確保することが必要になることが示されている。そこで、教科書発行者との関係の在り方や、会議の公開・議事録の公表について、指導・助言・援助を行っており、こちらも引き続き実施してまいる。また、教科書採択の今後の予定であるが、学習指導要領の改訂を見据えると資料にあるとおりとなっている。続いて、「2留意事項」についてである。「2留意事項」については、(1)では、静ひつな採択環境の確保に努めることが重要であること、(2)では、会議の公開・議事録の公表を行い、透明性の確保に努めることが重要であること、(3)では、調査研究では、広い視野からの意見を踏まえるよう努めることを示している。これは、文部科学省の通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」の中でも言及されている。「静ひつな環境」については、外部からの働きかけに左右されない、毅然とした対応をとること。「会議の公開・議事録の公表」についてはガイドラインとの対応で、透明性の確保に努めること。幅広い視点からの意見の反映については、保護者等の意見も踏まえた調査研究の充実、といった点が指摘されている。文部科学省の課長通知の中には、「採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められる。」と記載されている。教科書採択においては、様々な御意見をいただいている。疑念を払拭するには、採択に関する説明責任を果たすことは不可欠であると考えている。文科省通知、ガイドラインに基づき、各市町村教育委員会等において行われる教科書採択が、より一層適正かつ公正に行われるよう、指導・助言・援助を行っていきたいと考えている。以上が、選定審議会が県教育委員会に答申する基本的な考え方の案である。諮問事項1について御審議をお願いしたい。

会 長     それでは審議に入る。意見・質問はあるか。

委 員     先ほどガイドラインの説明があったが、今年度教員が注意しなければならないことは何か。

会 長     はい、それでは事務局に回答をお願いします。

事務局     まず、こちらのガイドラインの(1) 質の高い教科書づくりにあるように、大前提として、子供たちの学力向上のためには、質の高い教科書づくりが必要不可欠である。そのためには、日頃教科書を使って学習している子供たちの反応をよく見ている教員の教科書に対する意見を、積極的に教科書発行者に伝えることが大切である。また、著作・編集等で教科書発行者と関わる教

職員については、服務規程等に定められた手続きを行った上で、教科書の著作を行うことは問題ない。一方で、著作・編集に関わらない教職員については、今年度は、小学校においては検定の年であり、意見聴取等、教科書会社との一切の接触が禁止されている年となっているため御注意をお願いしたい。また、中学校においては意見聴取等に応じることは可能であるが、「意見聴取等は、機会・期間を問わず、一切の金品（中元、歳暮を含む。）を受け取らない。かつ、一切の供応を受けない。」ことが求められているので、改めて周知をしていく。教科書採択の公正性・透明性を高めることはもちろんのこと、教職員を守るためにも、慎重な対応をお願いしているところである。

委員 今年度注意すべきことがよくわかった。本校においても、ガイドラインとリーフレットをもとに再度研修を行いたい。また、教科書発行者との関わり方についても、再度周知していく。

会長 他に意見・質問はあるか。

委員 県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方の2の（2）留意事項にある「議事録の公表を行い」という部分についてであるが、県内他市町村の公表状況は、よく分からないのだが、県内市町村の公表状況はどうなっているのか。また、公表する上での留意点は何があるか。

会長 それでは事務局に回答をお願いします。

事務局 県内市町村の議事録の公表状況と、公表する上での留意点ということでご質問をいただいた。ガイドラインにもあるとおり、採択のプロセスに疑問をもたれないように、採択に関する会議の議事録の公表に取り組んでいただくことが大切である。

採択に関する会議は、共同採択地区における採択地区協議会と市町村教育委員会の会議の2種類がある。特に、議事録を公表することは、採択結果のみならず採択の理由を公表する上で重要なことと考えている。議事録公表の割合であるが、直近の令和7年度に調査を行った。令和7年度に行った「令和6年度中学校教科書採択における議事録の公表」についてであるが採択地区協議会の議事録については、100%で全ての採択地区協議会の議事録が公表されている。次に教育委員会の採択に係る議事録であるが、79.4%（50市町村）が公表している。一方で、20.6%（13市町村）が非公表となっている。採択地区協議会の議事録を公開することは、無償措置法施行規則で努力義務規定となっている。また採択に係る教育委員会の議事録についても地教行法で努力義務規定となっている。そのため、採択地区協議会及び採択に係る教育委員会の議事録双方とも公表することが望ましいと考えている。非公表になっている市町村もあることから、引き続き公表に向けて働きかけていきたいと思っている。また、公表する際の留意点であるが、議

事録の公表は、教科書採択への信頼確保のために重要であり、公表することが説明責任を果たすことにもつながると考えている。したがって、公表されている情報に誰でもアクセスできるような方法として例えばホームページで公表するといった方法が望ましいと考えている。また、市町村教育委員会では、採択の担当者と教育委員会の担当者が異なるということが組織上多いこともあり、それぞれが連携して公表に向けた準備を進めていくことが重要だと考えている。すでに議事録の公表に取り組んでいる市町村教育委員会は、保護者や地域住民が容易に情報を得られるようにHP上で工夫したり、公表の時期について改善するなど、不断の改善を図っていただきたいと考えている。

会 長 議事録の公開については、年々進んできているが、様々な事情で公開ができていないところもあるので、これからも透明性を高めていくようにしていく必要がある。

委 員 会議の公開・議事録の公表の状況についてよくわかった。

## 【休 憩】

会 長 次に、「審議内容」の「諮問事項2 県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方について」事務局から説明願いたい。

事務局 この基本的な考え方の案は、当審議会として、県教育委員会に答申するにあたって事務局として作成した案である。本年度は、県立特別支援学校の小学部、中学部で使用する一般図書の採択が行われる。このことから、県立義務教育諸学校における採択の基本的考え方について、御審議をお願いしたい。具体的には、「1 基本的な態度」にあるように、法令、学習指導要領、埼玉県5か年計画、埼玉県教育振興基本計画、埼玉教育の振興に関する大綱などを踏まえて採択することや、県立特別支援学校においては、児童生徒の障害の状態・教育的ニーズを考慮して採択することなどの点について、また、「2 調査研究の観点」にあるように、学習指導を進める上で効果的かどうか、児童生徒に理解しやすいものかどうかなどの点について、「3 留意事項」にあるように、学校の教育目標、特色、児童生徒の実態などについて、こうした基本的な考え方について、御審議をお願いしたい。

事務局 続いて、特別支援学校の状況について説明する。特別支援学校の教科用図書については、「1 基本的な態度」(3)にあるとおり、児童生徒の障害の状態や教育的ニーズ等を考慮して採択することが重要となる。特別支援学校で使用する教科書は、大きく3種類ある。1つ目は検定済教科書で、通常の学校と同様の教育課程が編成される視覚障害、聴覚障害、病弱、肢体不自由の学校で使用される。2つ目は文部科学省が作成する著作教科書で、視覚障害

者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導、知的障害者用の国語、算数、音楽、生活、社会、理科、職業、家庭の教科書がある。知的障害のある子どもが使用する著作教科書は星本とも呼ばれ、学習段階に応じて星1つから星5つまでである。これは、同じ知的障害といっても、障害の程度、生活や学習上の課題が大きく異なるためである。3つ目は学校教育法附則9条の規定による教科書で、一般図書と呼ばれ、絵本などがこれにあたる。著作教科書の使用が適当でない、知的障害の重い児童生徒が使用している。以上、3種類の教科書を、児童生徒の実態に即して適切に選ぶ必要がある。また、「2調査研究の観点」について、特別支援学校の状況をより具体的に挙げると、例えば、知的障害の学校では、他者とのコミュニケーションや学習内容の理解、集中の難しさから、文章が平易で、例えばひらがな・分かち書きのもの、漢字にふりがな表記があるものや、絵や写真などの具体物があり興味がもちやすいことなどが重要となる。聴覚障害は、視覚優位であること、聞こえにくさを補う必要があること、日本語の指導に難しさがあることから、文章が比較的平易で簡潔に表記されていることが重要となる。障害の種別によって、それぞれの特性があるが、このような視点が、児童生徒の実態に即した採択の一例として考えていただきたい。

事務局 以上が選定審議会が県教育委員会に答申する基本的考え方の案である。こうした基本的な考え方につきまして御審議をお願いしたい。

会 長 それでは審議に入る。意見・質問はあるか。

委 員 知的障害が重い児童生徒については、一般図書を使用しているとのことであるが、一般図書は教科に応じて採択しているのか。

事務局 一般図書は、単なる補助教材ではなく、検定済教科書や文部科学省著作教科書（星本）に代わる「教科の主たる教材」として採択されるものである。そのため、絵本や市販本であっても、どの教科の教科書として使うかを意識し、教科と対応させる必要がある。例えば、算数であれば「かずのえほん1・2・3」という絵本を使って、ものの数を数えながら1から10までの数について学んだり国語であれば「あっちゃんあがつくたべものあいうえお」という絵本を使って、楽しみながら平仮名を学んだりする。児童生徒の実態に応じて、教科との対応を考えながら、どの本が適切かを考慮して採択を行っている。

会 長 一般図書についても、子供の実態に応じて、教科に対応して採択しているという説明があったが、今の説明でいかがか。

委 員 一般図書と教科との関係性がよく分かった。また、児童の実態に合わせてどの本を使ったらよいか考えて採択されていることがよくわかった。

会 長 他に意見はあるか。

委 員 先ほど知的障害のあるお子さんが星本を使用することがあるとの説明があったが、星本とはどのような教科書なのか。もう少し特徴を教えてくださいませんか。

会 長 それでは事務局に回答をお願いします。

事務局 星本とは、文部科学省が著作名義をもつ、特別支援学校（知的障害者用）の教科書である。☆の数によって難易度が分かれており、使用学年は指定されておらず、子供の実態に応じて使用する。例えば国語の☆1つであれば、すべて平仮名で書かれ、絵が中心の絵本のような構成となっている。内容も身近なものの名前やあいさつ、簡単な会話表現など基本的なコミュニケーションの土台を築けるような内容となっている。また、段階が上がって国語の☆5つであれば、文字がかなり多くなる。漢字表記も増えルビがついているものもあるが、簡単な漢字についてはルビが振られていない。内容も物語文や説明文、手紙、案内文など、社会参加に必要な言語力を高められるような内容となっている。他の教科についても、このように☆の数によって、中身がかなり異なるものとなっている。

会 長 説明していただいて、よく分かった。今の説明でいかがか。

委 員 星本の特徴がよく分かった。校内でも情報共有したいと思う。

会 長 他に意見・質問はあるか。

委 員 学校では、特別支援学級の設置が増えている現状があり保護者も教科書への関心が高いと思う。留意事項の中に、保護者の意見を踏まえることに努めることと書かれているが、保護者が意見を言えるのはどのような場面か。

会 長 それでは事務局に回答をお願いします。

事務局 参考資料の 18 ページの局長通知にも、調査研究の充実により幅広い視点からの意見を反映させるために保護者等の意見を踏まえるよう努めることが記載されている。市町村教育委員会が設置する選定委員会や採択地区協議会に保護者委員が入っている自治体もある。そのような場で、保護者の意見が反映されていると考えている。

会 長 それぞれ市町村の中で採択をする際に、意見を申し述べる場がある自治体もあるということである。

委 員 承知した。

会 長 特別支援学校に勤務経験のある委員の方がいれば、特別支援学校の教科書の使用状況について教えて頂けないか。

委 員 現在勤務している学校では、検定済教科書、文部科学省著作教科書、一般図書の、3つの教科書を使用している。本校は、病弱と肢体不自由の児童生徒が在籍しており、病弱の児童生徒の割合は少なく、肢体不自由の児童生徒の割合が多いので、検定済み教科書や文部科学省著作教科書を使用する割合は少数である。大半の児童生徒は、一般図書を使用している。私の学校では60種類程度の一般図書を使用している。一般図書を調査研究する際には、肢体不自由、病弱それぞれの障害特性や児童生徒の実態、生活経験及び興味・関心等を十分に考慮することが重要である。

会 長 特別支援教学校の現状についてお話いただいたが、特別支援学校や自治体によっても状況のちがいはあると思うが、子供の状況に応じて寄り添いながら、より教育効果の高いものを教科書として選んでいるということがよくわかった。

会 長 他に意見・質問はあるか。

委 員 初めてこのよう場で教科用図書についての話を聞いたが、事前に送っていただいた資料も含めて仕組みや教科書が決まっていく過程がよくわかり勉強になった。これからも勉強を重ね、少しでもお力になれることがあればと思った。

会 長 他に意見・質問はあるか。

委 員 様々な教科書について、特別支援を必要としている子供たちに配慮した教材が用意されているということが大変よくわかった。また、デジタル教科書になると、例えばふりがなの対応であったりとか、読み上げの機能であったりとか、追加の機能がついてくるのかと思う。先ほど説明のあった星本についてもデジタル教科書が既に用意されているのか疑問に思った。もし分かっていることがあれば、教えていただきたい。

会 長 先ほど説明のあった星本にもデジタル教科書が準備されているのかという質問であったが、いかがか。

事務局 デジタル教科書に関しては、国でも議論が進んでいて、例えばデジタル教科書だと、文字の拡大機能や、フォントの変更、あるいは音声読み上げ等の機能等があり、特に視覚障害のあるお子さんや発達障害のお子さんにたちにとってとても有効だと言われている。現状では、子供の障害の状態に応じて、英語と算数・数学については活用している状況である。文科省の著作教科書の星本に関しては、デジタル教科書がまだ発行されていないという状況であ

る。デジタル教科書の状況については、国の動向を注視したいとは思いますが、実際の学校現場では、それ以外の、デジタルを活用した教材なども合わせて、子供の指導の充実を図っていると認識をしている。

会 長 星本のデジタル教科書については、まだ発行されていないということである。どのようなものか見てみないと分からないと思うが、国の動向を注視していきながら、また意見をいただければと思う。

委 員 承知した。

会 長 他に意見・質問はあるか。

(特になし)

会 長 ここまでの審議を踏まえ、「県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方」及び「県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方」については、次第資料の案のとおりでよいか。承認される方は画面上で挙手をお願いしたい。

(委員異議なし)

会 長 承認いただいた。それでは、本日の審議を終える。この後休憩とし、会長・副会長で答申の鑑の文案を作成する。

【休 憩】

会 長 会長・副会長で答申の鑑の文案を作成したので、御覧いただきたい。答申の鑑について事務局から説明願いたい。

事務局 ただいま投影している資料は、委員の皆様にご承認いただいた基本的考え方を県教育委員会に答申する際の鑑である。基本的考え方は、別添資料のとおりであることと、その中から重要なポイントとして、特に留意していただきたいことが記載されている。まずは、県教育委員会が市町村教育委員会等の教科用図書の採択について行う指導、助言又は援助の基本的考え方について大きく3つ留意点をいただいた。1点目が、採択基準の作成にあたっては、引き続き市町村教育委員会での一般的な指針となるように配慮するということ。2点目が、先ほどあの質疑の中にもあったが、会議の公開、議事録の公表という部分に課題もあったので、引き続きガイドラインを踏まえて、より一層、教科用図書採択の公正性・透明性を高めるということ。3点目が特別支援学校と特別支援学級の教科用図書の採択にあたって、児童生徒にとって教育上効果的なものとなるよう児童生徒の障害の状態や教育的ニーズ等を考

慮すること。

次に県立義務教育諸学校において使用する教科用図書採択の基本的考え方について、特に留意すべき事項を2ついただいた。1点目は、義務教育諸学校の教科用図書の採択については、児童生徒にとって教育上効果的なものとなるよう、学校の特色や児童生徒の実態に即したものにすること。2点目は、県立特別支援学校の教科用図書の採択については、引き続き、児童生徒の障害の状態や教育的ニーズ等を考慮すること。これらのことを答申の鑑文として記載させていただいた。

会 長 答申の鑑の文案について、御意見・御質問はあるか。

(特になし)

会 長 この案を答申の鑑としてよいか。承認される方は、挙手をお願いしたい。

(委員異議なし)

会 長 承認いただいた。それでは、この案を答申の鑑として決定する。慎重な審議に感謝する。委員の協力により円滑に議事を進行できた。以上で本日の議事を終わりにする。議長の任を解かせていただく。

9 答 申 会長から義務教育指導課長に答申を行う。

10 その他

11 閉 会